

主に大学生等を対象とした
修学支援制度のご案内

◆宮崎県では、向学心に富みながらも経済的理由により修学が困難な生徒のみならず、奨学金などさまざまな支援制度を設けております。支援制度の利用を希望される方は、各実施機関・問い合わせ先にご相談ください。

◆原則として、奨学金は貸与ですので、必ず返還しなければなりません(返還免除に該当する場合を除く)。将来、返還が大きな負担になることも考えられますので、保護者の方と十分に相談した上で、これらの制度をご利用いただきますようお願いいたします。

※この他にも、各市町村が設けている奨学金制度や、金融機関の教育ローンなど、さまざまな制度があります。詳しくは、各実施機関へお問い合わせください。

		(財)宮崎県奨学会	医師修学資金貸与制度	宮崎県看護師等修学資金	産業動物関連獣医師確保修学資金給付事業
種別		貸与(無利子)	貸与(有利子)	貸与(無利子)	貸与(無利子)
対象		大学(大学院を除く)	大学(大学院を除く)	看護師養成所	大学
実施機関・問い合わせ先		在学する大学の奨学金担当 宮崎県教育庁財務福利課内 財団法人宮崎県奨学会 TEL 0985-26-7235	宮崎県庁:医療業務課 TEL 0985-26-7451	在学する学校の修学資金担当 宮崎県庁:医療業務課 TEL 0985-26-7450	宮崎県庁:畜産課 TEL 0985-26-7139
申込窓口		在学する大学	同上	在学する学校	宮崎県庁:畜産課
応募資格		次の条件を満たす者。 ①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者。 ②4月に大学に入学した者。(在学生についても認める場合がある。)	①大学の医学課程に在学していること。 ②将来、宮崎県内の医師が不足する公立病院・診療所に、医師として勤務しようとする意思があること。	看護師等(※)の養成施設に在学している者で、卒業後に特定施設等において勤務しようとする者。 ※看護師、助産師、保健師	大学の獣医学を専攻しており、将来、県の機関で、獣医師として家畜衛生の向上等に関する業務に従事しようとする者。
二重貸与等の禁止		他の奨学金との重複採用はしない	—	—	—
内容		優れた学生で、経済的理由により修学困難な者に学費を無利子で貸与し、将来有能な人材を育成する。	貸与を受けた期間と同じ期間、県が指定するへき地や小児科等の公立病院・診療所で勤務すること。 医師免許を取得し、2年間の臨床研修終了後、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に勤務を行った場合、修学資金の返還は全額免除。	看護師等の確保が困難な県内医療施設への就業促進、及び看護師等の資質の向上を目的として貸与。 卒業後、免許を取得し、直ちに特定施設等において、条例に定める期間(5年間)業務に従事した場合、返還免除。	獣医師国家試験の受験資格を獲得した日から2年以内に獣医師免許を取得し、直ちに、県の機関で獣医師として、家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事し、その従事期間が修学資金の給付期間の2分の3の期間を満たした場合、原則として返還免除。
貸与・貸付金額(限度額)	月額貸与	高校等	—	—	—
		高専	—	—	—
		専修(高等)	—	—	—
	大学	大学:25,000円	大学:100,000円	36,000円(国公立:32,000円)	[給付基準月額] 大学:100,000円
	短大	—	—	—	—
	専修(専門)	—	—	—	—
貸与・給付期間		4月より在学する学校の正規の修学期間の範囲内	貸与の適否を決定した月から大学を卒業する月まで	在学している期間	大学5学年から正規の修学期間の終了する日の属する月まで
募集人数(予定)	高校等	—	—	—	—
	大学等	若干名	4名程度(H23年度募集時)	予算の範囲内	—
	中学3年時	—	—	—	—
申込時期(予定含む)	高校等在学時	—	—	—	—
	大学在学時	5月末日まで	例年3月頃	6月頃	3月10日まで(翌年分)
	学力要件等	—	—	—	—
採用要件	経済的要件	判定基準による書類選考	書面及び面接による審査	—	—
	人物要件	—	—	身体が健康で、性行が正しく、将来有能な看護師等になると認められる者	—
	保証人の有無	(貸与時) [連帯保証人1名] (返還時) [連帯保証人1名・保証人1名] 一定の職業を持ち、独立の生計を営み、本人と連携して責任を負える人	[連帯保証人2名] ・独立の生計を営み、修学資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有すること。 ・被貸与者が未成年者の場合、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人であること。	[連帯保証人2名] ・独立の生計を営む者 ・被貸与者が未成年者の場合は、うち1人は法定代理人	[連帯保証人2名] 獣医師修学生に父又は母があるときには、連帯保証人のうち1人は父又は母
返還期間	貸与を受けた期間の3倍の期間内	一定の事由により、貸与の停止が発生した場合、その理由が生じた月の翌月の末日	貸与を受けていた期間に相当する期間内	返還請求通知日から6か月以内	
返還猶予	上級学校進学・外国留学・災害・疾病等やむを得ない事情で返還が困難な場合	返還の免除がない場合、一括して返還	卒業後1年以内に免許を取得し、かつ直ちに特定施設等に就業した場合	3年(条件あり)	